

●香川県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により平成23年香川県告示第15号、平成23年香川県告示第16号、平成23年香川県告示第130号、平成24年香川県告示第150号、平成24年香川県告示第530号、平成25年香川県告示第182号、平成25年香川県告示第225号、平成25年香川県告示第566号、平成26年香川県告示第90号、平成27年香川県告示第27号、平成27年香川県告示第47号、平成27年香川県告示第48号及び平成30年香川県告示第174号で指定した次の土砂災害特別警戒区域について、当該指定を解除する。

令和4年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
坂出市瀬居町	竹浦(2)_1 (Ⅱ-624)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
善通寺市碑殿町	東碑殿_1 (Ⅰ-351)	〃	〃
善通寺市大麻町	高橋(2) (Ⅰ-852)	〃	〃
観音寺市大野原町丸井	池ノ内 (Ⅰ-475)	〃	〃
三豊市詫間町詫間	高谷 (Ⅰ-491)	〃	〃
〃	中郷(4) (Ⅱ-687)	〃	〃
三豊市豊中町比地大	宮の下(1) (Ⅱ-2693)	〃	〃
三豊市仁尾町仁尾	小曾(3) (Ⅱ-2803)	〃	〃
三豊市財田町財田中	西岡(2) (Ⅱ-2889)	〃	〃
三豊市高瀬町上麻	南山(13) (Ⅱ-2456)	〃	〃
小豆郡小豆島町草壁本町	松山(2) (Ⅱ-563)	〃	〃
小豆郡小豆島町苗羽	カチ山(B) (Ⅱ-820)	〃	〃
綾歌郡綾川町山田上	鎌手(2)_2 (Ⅱ-627)	〃	〃
綾歌郡綾川町東分	大山田 (Ⅱ-1894)	〃	〃
綾歌郡綾川町羽床上	西蓮(4) (Ⅱ-1939)	〃	〃
仲多度郡琴平町琴平	谷川 札の前_2 (Ⅰ-387)	〃	〃
仲多度郡琴平町下櫛梨	山根 (4) (Ⅱ-2294)	〃	〃
仲多度郡多度津町青木	転石_1 (Ⅰ-399)	〃	〃
仲多度郡多度津町高見	浜 (Ⅰ-403)	〃	〃

仲多度郡多度津町西白方	川西(1)(I-897)	〃	〃
仲多度郡多度津町東白方	影浦(I-394)	〃	〃
仲多度郡多度津町西浜	西組(I-395)	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県中讃土木事務所、香川県西讃土木事務所、香川県小豆総合事務所、坂出市総務部危機管理課、善通寺市総務部防災管理課、観音寺市総務部危機管理課、三豊市建設部建設港湾課、小豆島町総務課、綾川町総務課、琴平町企画防災課及び多度津町総務課危機管理室に備え置いて縦覧に供する。)